

手話言語条例の制定について

1. 手話言語条例とは

手話が独自の文法を持つ「言語」であるという認識の下、手話への理解と普及に関する基本理念を定め、市、市民、事業者の役割等を明らかにするとともに、手話理解や普及に資する施策を推進するための基本的事項を定める条例。

全国の制定状況：市区町村：497／1,724 都道府県：38／47

県内の制定状況（制定年度）：出雲市（H29）、益田市（R2）、吉賀町（R5）、津和野町（R6）

以上 令和6年5月時点

2. 制定経緯

本市においては、障がい当事者の団体から制定の要望を受けてきたものであり、全国でも制定が進む状況を鑑み、市としても制定に向け、令和5年度から松江市身障者福祉協会の加盟団体である松江市聴覚障害者協会と、条文案や施策素案について協議し、制定の検討を進めてきたもの。

- ・令和5年度：5回開催 条文案や施策素案について協議

3. 松江市手話言語条例の概要

(1) 条例の概要

【前文概要】

- 手話は、独自の文法で構成される言語。ろう者にとって、生活や文化創造のうえで必要な言語として継承されてきたが、「手話が言語である」と広く認識されておらず、ろう者は不便や不安を感じ生活。
- この中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法で、手話は「言語」と明記。市でも「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」を制定し、手話への理解を含め共生社会の実現に向けた取組みを実施。
- これらにより、障がいや手話への理解は進みつつあるが、手話は「言語」との理解は十分ではなく、手話に触れる機会や学べる場も不十分。更なる取組みが必要。
- 「手話が言語である」という認識と理解、手話の普及と使用できる環境づくりなどを推進することで、障がいにかかわらず、互いに尊重する共生社会の実現を目指す。

項目		規定文の概要
前文		○条例制定の背景や理由、目的などを記載。
第1条	目的	○「手話が言語である」との認識を明記。 ○手話の理解、普及等に係る基本理念、市の責務、市民の役割等を明確にし、手話に関する施策を計画的に実施し、共生社会を実現すること。
第2条	定義	○用語の定義 ろう者、市民等、事業者
第3条	基本理念	○障がいの有無にかかわらず、全ての市民等が支え合い、安心して暮らせる共生社会を実現すること。 ○手話は、ろう者にとって重要な言語であり、ろう者が手話により意思疎通を図る権利は、尊重されること。
第4条	市の責務	○基本理念にのっとり、必要となる施策を総合的かつ計画的に実施。
第5条	市民等の役割	○基本理念に係る理解を深め、市の施策に協力（努力義務）
第6条	事業者の役割	○基本理念に係る理解を深め、市の施策に協力。また、ろう者が利用しやすいサービス提供や働きやすい環境の整備（努力義務）
第7条	施策の実施	○市は次の施策を実施。 ・手話を学ぶ機会確保、手話に触れる機会の拡大 ・手話により情報を得る機会の拡大 ・手話通訳者等の養成、確保 ・手話を使いやすい環境づくり ・手話を使いやすい環境づくり ・手話通訳者等の養成、確保 ・その他必要な施策
第8条	意見の聴取	○市は施策実施にあたり、ろう者、他関係者の意見を聴き、意見を尊重（努力義務）

(2)想定される施策案

第7条 施策の実施	施策(案)
学ぶ機会の確保、触れる機会の拡大	・初心者への手話講座、長期休業期間での子ども向け手話教室等
情報を得る機会の拡大	・企業や学校等のイベント等における手話通訳者配置の勧奨等
手話を使いやすい環境づくり	・啓発パンフレット作成、市報、庁内モニター等で手話や障がい理解の情報発信、市民向け講演会 等
手話通訳者等の養成、確保	・手話奉仕員養成講座等の確保策の継続。

4. 今後のスケジュール

- 令和6年6～7月 松江市障がい者差別解消推進委員会、松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会で概要について意見聴取
- 8～9月 パブリックコメント募集
- 11月 議案提出